

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

＜いじめ防止の基本理念＞

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止などの対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家族その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならぬ。

＜学校基本方針＞

基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

2 いじめをとらえる視点

(1) いじめの定義

当該児童生徒が、「一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

(3) いじめの集団構造

- ・いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。
- ・周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。
- ・周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

3 いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 指導体制

- ◆ いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得るものである。
- ◆ いじめはだれもが被害者にも加害者にも成り得るものである。

- ①教師の働きかけで、いじめのきっかけとなるトラブルを減らす。
- ②「いじめ問題の解決」のためには、早期発見・早期対応が大原則である。
- ③学校全体で、いじめ発見のシステムを構築し、早期発見・早期対応に努める。
- ④担任や一部の教職員に責任を押し付けるのではなく、学校全体でいじめの防止・早期発見・早期対応に取り組む体制を構築する。
- ⑤取組の見直しと、軌道修正。

(2) いじめ防止の年間指導計画

月	主な行事	生徒会活動	学級活動	その他
4月	始業式 入学式 PTA総会	新入生歓迎の取組 生徒会役員選出	学級開き	
5月	修学旅行 中間テスト	生徒総会	平和授業	全員面談(1年)
6月	中体連大会 校内研究会 薬物乱用防止教室		人権学習	Q U検査 アンケート
7月	学期末PTA ネットモラル講演 期末テスト 終業式	1学期のまとめ	平和授業 情報モラル学習 1学期のまとめ	教育相談
8月	始業式			
9月	体育大会	体育大会に向けての取組	体育大会に向けての取組	
10月	新人戦 中間テスト	生徒会役員改選		
11月	文化祭	文化祭に向けての取組	文化祭に向けての取組	Q U検査
12月	学期末PTA 終業式	2学期のまとめ	平和授業 人権学習 2学期のまとめ	アンケート 教育相談
1月	始業式		新年の抱負	
2月		生徒会引継	平和授業 人権学習	
3月	卒業式 学年末PTA 修了式	1年間のまとめ	1年間のまとめ 学級納め	

4 いじめの未然防止と早期発見

(1) 未然防止

①「わかる授業」づくり（自己存在感の育成）

授業改善を図り、わかる授業、魅力ある授業を工夫し、生徒一人ひとりが、自己存在感を味わえるようにする。

○「めあて」が明確で、「まとめ」までの流れが分かりやすい板書の工夫と交流

○習熟の程度に応じたきめ細かい指導の充実

②道徳教育、人権教育の充実（共感的人間関係づくり）

規律を重んじ、相手の立場に立って考えることのでき、違いを認め合い、共に生きようとする生徒の育成に努める

③「主体的に活動する授業」や生徒主体の学校行事や生徒会活動の創造（自己決定力）

<授業>

○意欲的に考え、発表するなど生徒が主体的に活動する授業の創造

○問題解決的な展開のある授業の実施

<特別活動>

○体育大会、文化祭の主体的な取組の支援

○自分たちの生活を振り返り、改善する自主活動の推進

④生徒が悩みを相談しやすい環境づくり

○生徒と教職員の共感的人間関係づくり（国中あったかハート1・2・3）

○教育相談の実施（悩み相談、スタートプログラム、進路相談）

○人的配置の充実（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員など）

⑤保護者との連携

○家庭訪問の推進

○P T A活動の活性化

⑥地域・関係各機関との連携

⑦小中連携（アプローチプログラム）

(2) いじめの発見

①観察

学校生活のなかで、生徒の人間関係や様子を観察する。

- ・登下校時・短学活等
- ・授業時間
- ・給食時や休み時間
- ・生活全般

②情報収集

- ・教育相談
- ・生活ノート
- ・スクールカウンセラー
- ・保護者
- ・地域

③アンケート調査

- ・いじめアンケート（3回/年）と生徒アンケート（3回/年）を実施する。

5 「いじめ」を認知した場合の対応

いじめの情報より、その実態を5段階に分けて対応する。

いじめは、集団であれば必ず起きる。いじめの芽は毎日出ているという認識が大切である。

いじめの芽をstage 1 stage 2 の段階で摘む。

stage 1	1 対1 の軽度な言葉によるからかいや無視
stage 2	数名の言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視
stage 3	stage 2 の継続。叩く・蹴る、物かくし等精神的苦痛を伴う実害がある。
stage 4	長期の集団無視、強要、服を脱がせる等の実害、不登校・転校を検討
stage 5	PTSD と診断される。自傷行為がみられたり、死を語ったりする。

(1) 生徒指導

○いじめ対策委員会の組織

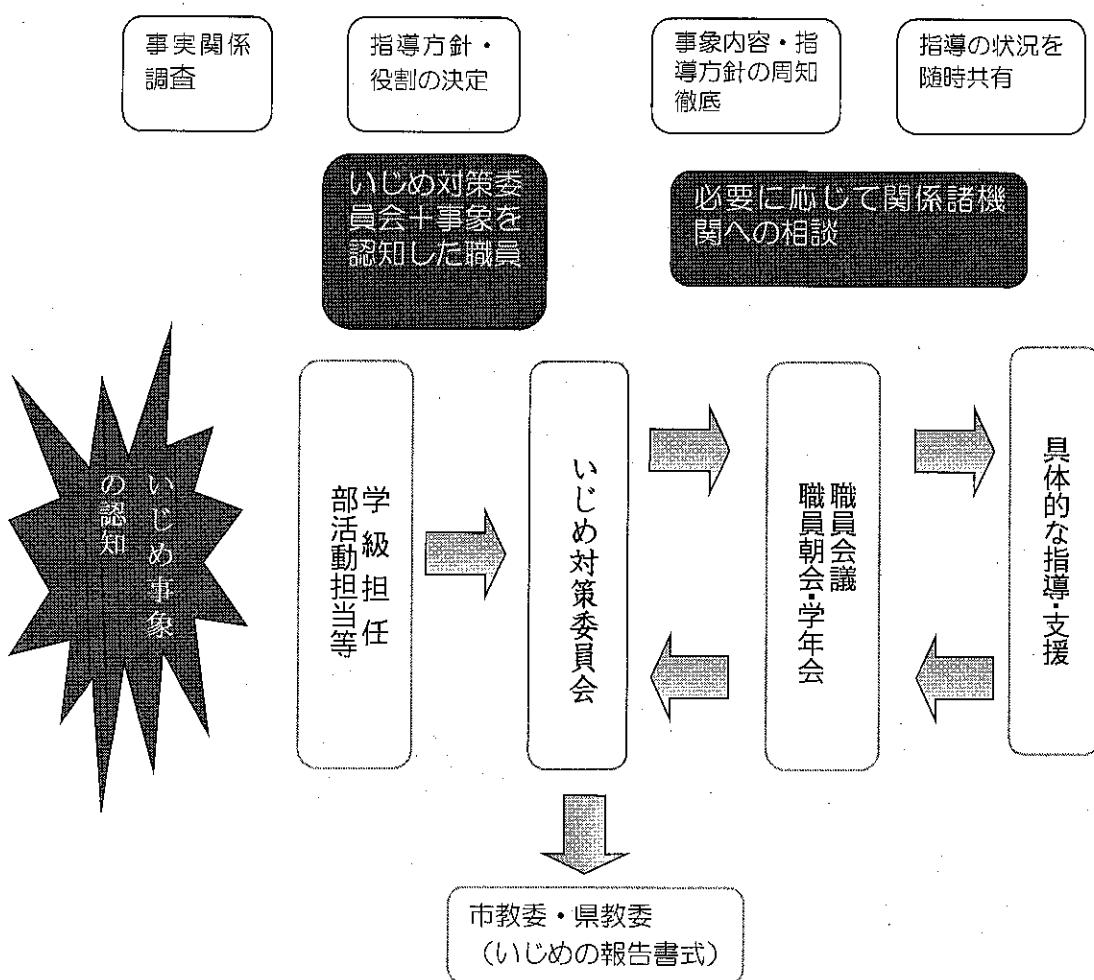
・いじめ対策委員会で、ただちに対策計画をたて、指導を進める。

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー

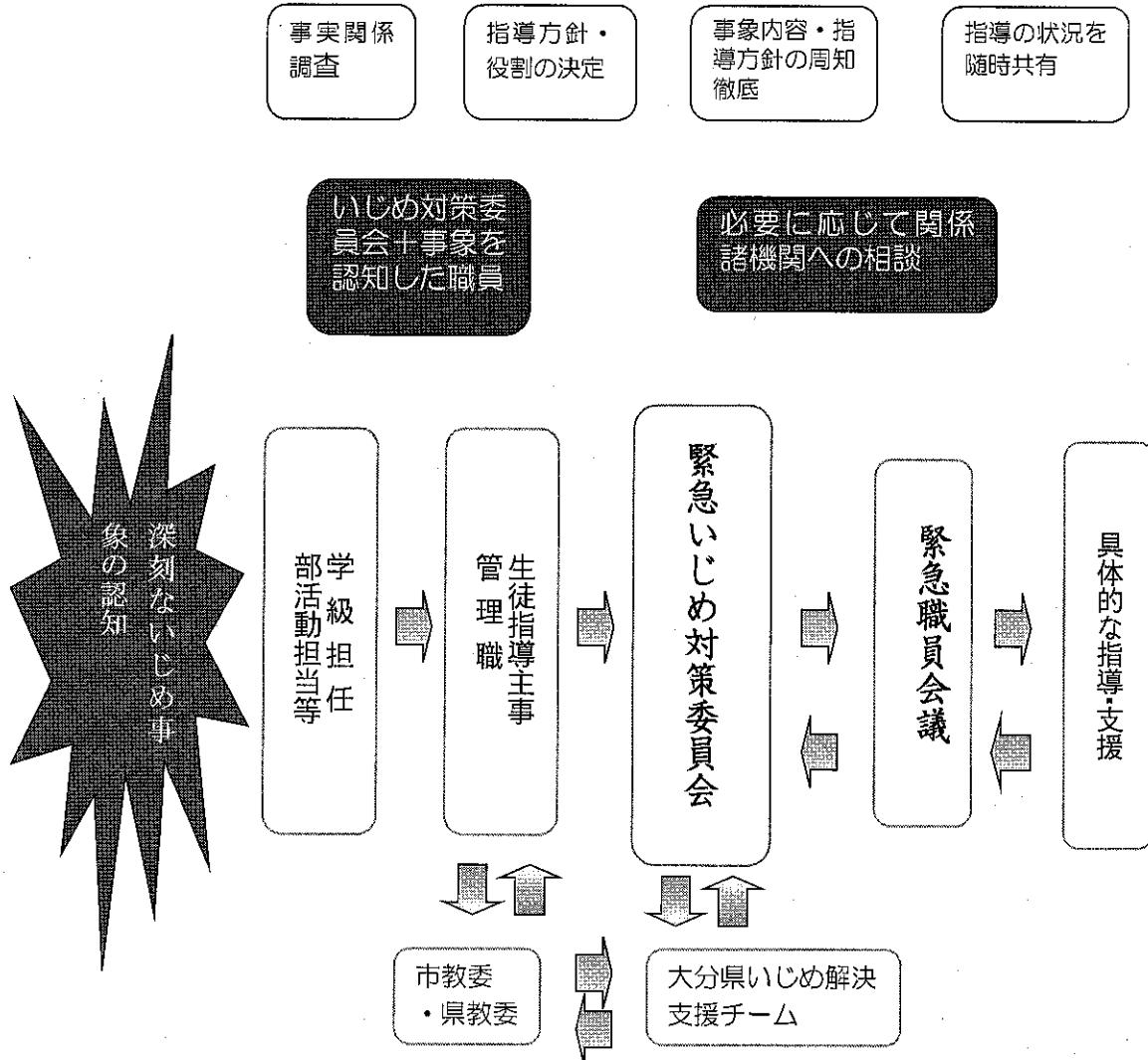
・いじめの段階に応じた基本的な対応

stage1 学校内での解決を目指す。

stage2 教育委員会に報告、学校内で解決を目指す。



- stage3 教育委員会に報告し、委員会の指示を仰ぎながら、対策を講じる。
 stage4 教育委員会・各専門機関・警察と連携した対策・指導を講じる。



- ・複数の教員で対応することを原則とする。
- ・指導の進行により、適宜、連絡・調整を図り、適切な指導を行う。
- ・指導報告書を作成する。
- 具体的な指導・支援
被害生徒への対応
 - 伝える > ・学校として「何としても守る」という姿勢を示す。
 - > ・被害生徒のプライバシーの保護に十分配慮する。
 - 確認する > ・身体の被害状況（負傷している場合は病院の診断状況）
 - > ・金品の被害状況
 - > ・警察への被害申告の意志
 - > ・カウンセリングの必要性
 - 留意する > ・適応指導教室での対応の必要性
 - > ・再発や潜在化
 - > ・PTSD や自殺危険度のアセスメント

加害生徒への対応

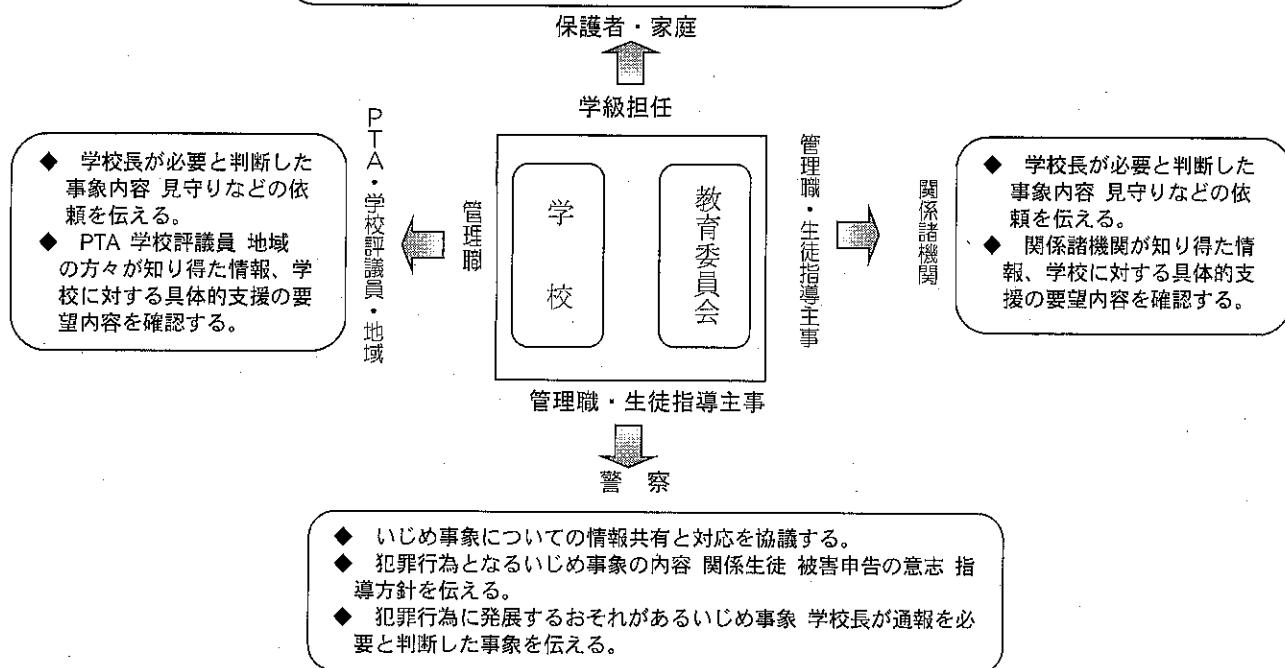
- | | |
|------|---|
| 伝える | > いじめの非に気づかせる。
> いじめられた生徒への謝罪の気持ちを熟成させる。 |
| 確認する | > カウンセリングの必要性 |
| 留意する | > 加害者の心理的背景
> 加害者が被害者になることもある |

観衆・傍観者への対応

- | | |
|------|---|
| 伝える | > いじめられた側の心の痛みに配慮する。
> いじめを認知したとき、大人に伝える勇気を持つこと。
> プライバシーを保護する。 |
| 確認する | > カウンセリングの必要性 |
| 留意する | > 観衆・傍観者も加害者になる。 |

保護者・関係諸機関との連携

- ◆ 被害者優先の姿勢で対応することを伝える。
加害者側へ毅然と対応する方針
- ◆ 保護者が知り得た情報 警察への被害申告の意志を確認する。
保護者の学校に対する要望
警察で可能な学校への具体的な支援の内容
- ◆ 知り得た事象内容の保護者への公表について配慮する。
安全配慮が不十分であった場合の謝罪を行う。



いじめが認知された場合には、発見した教職員は、校長・教頭・生活指導主事に必ず報告する。

報告の内容については、事実関係（時間・場所・被害者及び加害者・いじめの内容）を明確にし、報告書の作成にあたる。学校のいじめ対策委員会は、いじめの状態（stage）に応じて、対応を検討し、必要があれば、教育委員会と連携した対応・関係諸機関・警察と連携した指導を行うものとする。

6 「ネットいじめ」への対応

(1) インターネット上のいじめの種類

- ・掲示板・ブログ等に、特定の生徒に対する誹謗・中傷が集中的かつ継続的に行われる。
- ・掲示板・ブログ等に、生徒の個人情報や画像をインターネット上に流出させる。
- ・特定の生徒の悪口や誹謗・中傷をメールで送信する。
- ・特定の生徒になりすましてインターネット上で活動し、その生徒の信用を貶める。

(2) インターネット上のいじめが発見された場合の対応

○被害生徒への対応

- ・心のケアを行い、守り通す。

○加害生徒への対応

- ・事実の確認・加害生徒のインターネット使用歴などを分析し、継続して指導する。

○全校生徒への対応

- ・個人情報を保護した上で、再発防止のための全校指導を行う。

(3) 保護者への対応

- ・事象を詳細に説明し、学校の指導方針に対する協力を得る。

(4) サイトへの削除依頼

- ・サイトに連絡し、削除依頼方法を調べ、運営会社や管理者に連絡し、早急に問題箇所を削除する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味を以下のケースなどと想定する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ・生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態が発生した場合の対処

〈報告〉 教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告する。

〈調査〉 教育委員会が判断した調査組織により、事実関係の調査を行う。
被害生徒やその保護者に対して、調査結果の報告を行う。

〈措置〉 調査結果を受けて、当該重大事態及び同種の事態の発生防止に必要な措置を講ずる。

